

隨 意 契 約 理 由 書

工事名　： 泉州海岸　水門等遠隔監視制御設備改良工事

水門等遠隔監視制御設備は、地震による津波や台風による高潮等の水害の防止を目的とした防潮施設（水門・樋門・門扉）の遠隔監視および遠隔操作を行うことにより、当該市域における府民の生命・財産を守る重要な役割を果たす設備であります。

本工事は、水門等遠隔監視制御設備の老朽化により更新を行うものであります。

今回更新する水門等遠隔監視制御設備は、インターフェース、データ転送に伴う信号処理方法、電気的条件等の細部構造システムについて製作業者固有又は独自に開発設計した技術等が採用され、要求性能を満足するよう製作されています。これらのことから工事を実施する際は、既設設備とのインターフェース等に関して非常に高いレベルのシステム設計および装置の製作能力が要求されます。更に設置後は、既設設備を含めたシステム全体の機能動作確認を行う必要があります。

従って、本工事を施工するにあたっては、当該システムの設計・製作において、その機能・構造に精通していることが必要な上、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要であります。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該システムの設計、製作、据付を行った三菱電機株式会社関西支社以外にいないことから、同社より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、当該システムの設計、製作、据付を行った三菱電機株式会社関西支社でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。